

## 建設残土処理場の水道使用について

1. 月末又は最終の使用終了時に「建設残土処分場水道使用簿」を提出する。

※（毎回、水道メーターの使用前・使用後の写真を添付すること。）

2. 水道使用料は t 当たり 2 1 0 円とする。

3. 水道使用料は月末締めで精算し、翌月の 1 5 日までに建設課へ支払いをする。

4. 水道の使用方法は建設課からメーター止水栓の鍵を借り、開錠して使用前のメーター (ℓ) 確認をする。

5. 水道水をタンクに溜め、エンジン付洗車機を使用し洗車をする。

6. 作業終了後、使用後のメーター (ℓ) 確認をして止水栓を施錠し、鍵を建設課へ返却する。

(メーター (ℓ) の使用前・使用後の記入等をする。)

※ 注意事項

水道水は(有)美咲ファームの水道を使用しているため、充分節約をして使用すること。

問合せ先

美咲町建設課

Tel : 0 8 6 8 - 6 6 - 2 8 7 4